

有価証券報告書の訂正報告書

事業年度 自 平成 16 年 9 月 1 日
(第 7 期) 至 平成 17 年 8 月 31 日

株式会社鉄人化計画

東京都目黒区中目黒二丁目 6 番 20 号

(94167)

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成19年11月27日
【事業年度】	第7期（自 平成16年9月1日 至 平成17年8月31日）
【会社名】	株式会社鉄人化計画
【英訳名】	TETSUJIN Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 日野 洋一
【本店の所在の場所】	東京都目黒区中目黒二丁目6番20号
【電話番号】	03（5773）9181（代表）
【事務連絡者氏名】	常務取締役管理本部長 浦野 敏男
【最寄りの連絡場所】	東京都目黒区中目黒二丁目6番20号
【電話番号】	03（5773）9184
【事務連絡者氏名】	常務取締役管理本部長 浦野 敏男
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

1【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成17年11月29日に提出した第7期（自 平成16年9月1日 至 平成17年8月31日）有価証券報告書の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため、有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 企業情報

第5 経理の状況

財務諸表等

注記事項

（デリバティブ取引関係）

3【訂正箇所】

訂正箇所は__線で示しております。

第一部【企業情報】

第5【経理の状況】

【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

注記事項

（デリバティブ取引関係）

（訂正前）

第7期（自 平成16年9月1日 至 平成17年8月31日）

当社は金利スワップ取引及び金利キャップ取引を利用していますが、特例処理の要件を満たしている金利スワップ取引及び金利キャップ取引のみであるため、記載しておりません。

(訂正後)

1. 取引の状況に関する事項

第7期
(自 平成16年9月1日
至 平成17年8月31日)

(1) 取引の内容

利用しているデリバティブ取引は、金利スワップ取引及び金利キャップ取引であります。

(2) 取引に対する取組方針

デリバティブ取引は、将来の為替及び金利の変動によるリスク回避を目的としており、投機的な取引は行わない方針です。

(3) 取引の利用目的

デリバティブ取引は、金利関連で借入金利等の将来の金利市場における利率上昇による変動リスクを回避する目的で利用しております。

なお、デリバティブ取引を利用してヘッジ会計を行っております。

①ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。

また、特例処理の要件を満たしている金利スワップ取引及び金利キャップ取引については、特例処理によっております。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…金利スワップ及び金利キャップ

ヘッジ対象…借入金

③ヘッジ方針

デリバティブ取引に関する社内規程に基づき、ヘッジ対象に係る金利変動リスクを一定の範囲内でヘッジしております。

④ヘッジ有効性の評価の方法

特例処理の要件を満たしている金利スワップ取引及び金利キャップ取引のみであるため、有効性の評価を省略しております。

(4) 取引に係るリスクの内容

金利スワップ取引及び金利キャップ取引は市場金利の変動によるリスクを有しております。

なお、取引相手先はいずれも信用度の高い金融機関であるため、相手方の契約不履行による信用リスクはほとんどないと認識しております。

(5) 取引に係るリスク管理体制

デリバティブ取引の執行、管理については、取引権限を定めた社内ルールに従い、決済担当者の承認を得て行っております。

(6) 取引の時価等に関する事項についての補足説明

取引の時価等に関する事項についての契約額等はあくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額、または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

2. 取引の時価等に関する事項

第7期 (自 平成16年9月1日 至 平成17年8月31日)

当社は、金利スワップ取引及び金利キャップ取引を利用していますが、特例処理の要件を満たしている金利スワップ取引及び金利キャップ取引のみであるため、記載しておりません。